

## 太田市児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定に基づき支給された児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給者（以下「受給者」という。）に対する過誤払による返納金債権（以下「債権」という。）の管理及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、過誤払返納金（以下「返納金」という。）とは、次の各号のいずれかに該当し、市長が債権として管理するものをいう。

- (1) 法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった後に、受給者からの届出の遅延により誤って支払った手当
- (2) 支給対象児童数又は受給者所得若しくは扶養義務者所得が変動した後に、受給者からの届出の遅延により、支給すべき額を超えて支払った手当
- (3) その他処理上の誤りにより支給した手当

(返納金発生報告書等)

第3条 市長は、返納金の債務を有する者（以下「債務者」という。）から提出された資格喪失届等に基づき、当該返納金の額を確定するものとする。

2 市長は、債務者の返納金の額が確定したときは、速やかに手当過誤払による返納金発生報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を提出させるものとする。

3 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、速やかに納入通知書を債務者に送付するものとする。

(分割納付等)

第4条 市長は、債務者から返納金について、分割納付（以下「分納」という。）の申出があった場合は、分割納付計画書（新規・変更）（様式第2号）及び支払計画（様式第3号）を提出させるものとする。

2 市長は、債務者の支払能力、資産の状況等を総合的に判断して分納の可否を決定し、承認した場合は、分割納付承認通知書（新規・変更）（様式第4号）及び承認した支払計画（承認済）（様式第5号）を当該申出者に通知し、承認しない場合は、分割納付不承認通知書（新規・変更）（様式第6号）により、通知するものとする。

3 分納は、月賦を基本とし1回の返納金は、3,000円以上とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、債務者が故意に返納金の支払を怠ったときは、未返納金について児童扶養手当過誤払返納金一括返納請求書（様式第7号）により通知するものとする。

(返納金の内払調整)

第5条 法第31条の規定に基づき、返納金の発生後に支払う手当があるときは、返納金をその支払うべき手当の内払いとみなすことができる。

(債権管理)

第6条 市長は、債権の状況を明らかにするため、児童扶養手当過誤払返納金債権台帳(様式第8号)及び児童扶養手当過誤払返納金債権台帳(返納指導記録)(様式第9号)を作成し、適正に管理する。

(督促)

第7条 市長は、債務者が履行期限までに返納金を支払わなかったときは、履行期限の翌日から起算して20日以内に督促状(様式第10号)により督促するものとする。

2 督促状には、その発行の日から10日以内において、適宜納期限を指定するものとする。

(催告)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず返納金を未納している者については、催告状(様式第11号)により催告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。